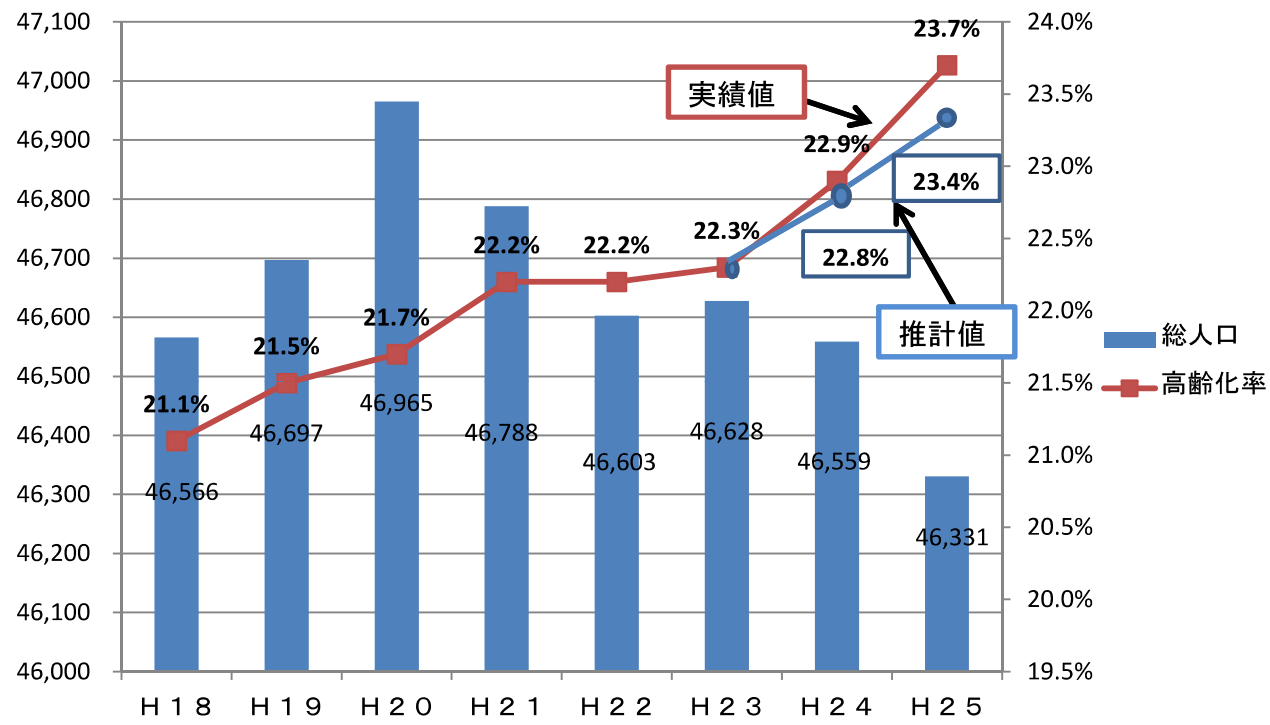
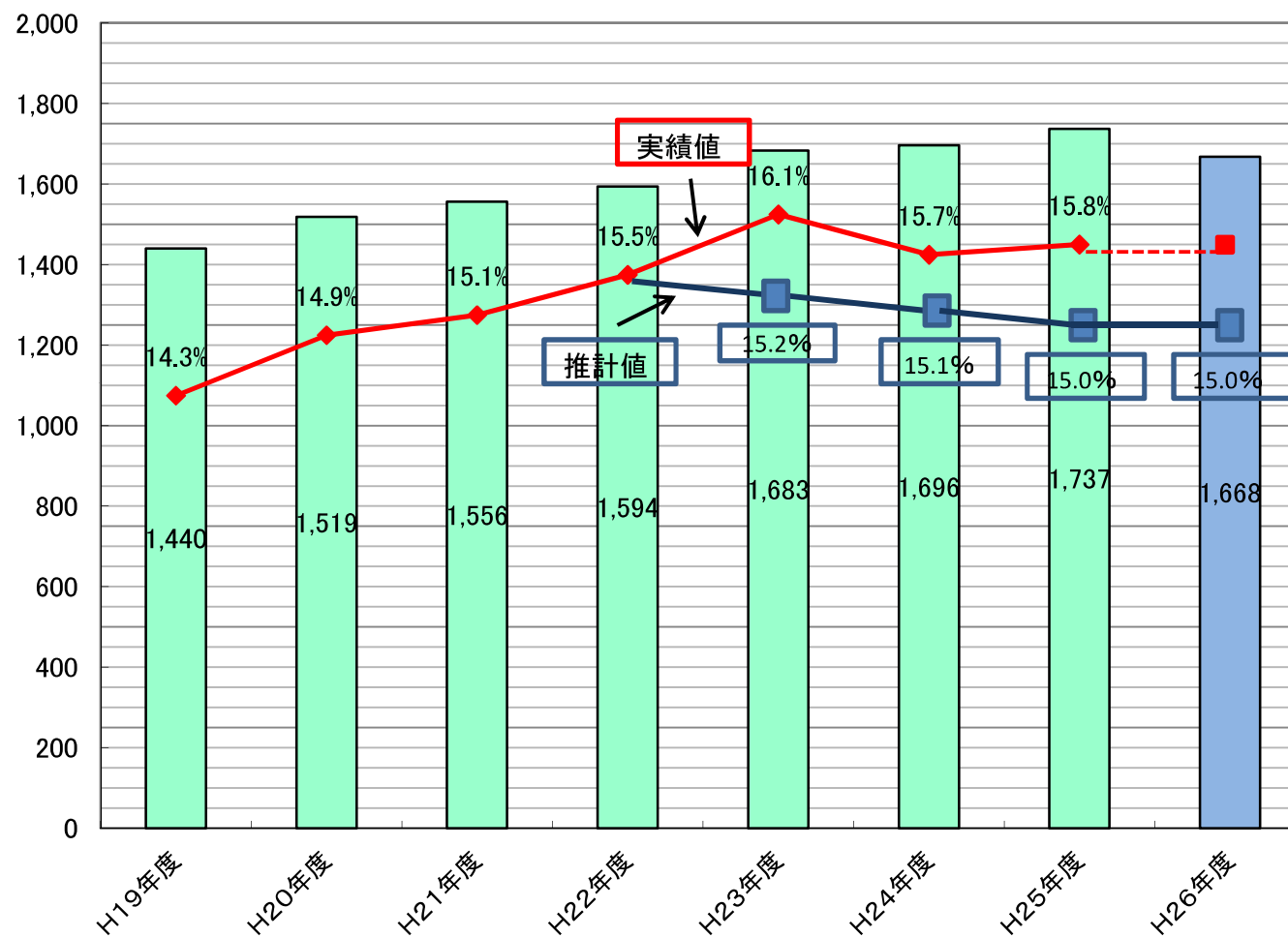


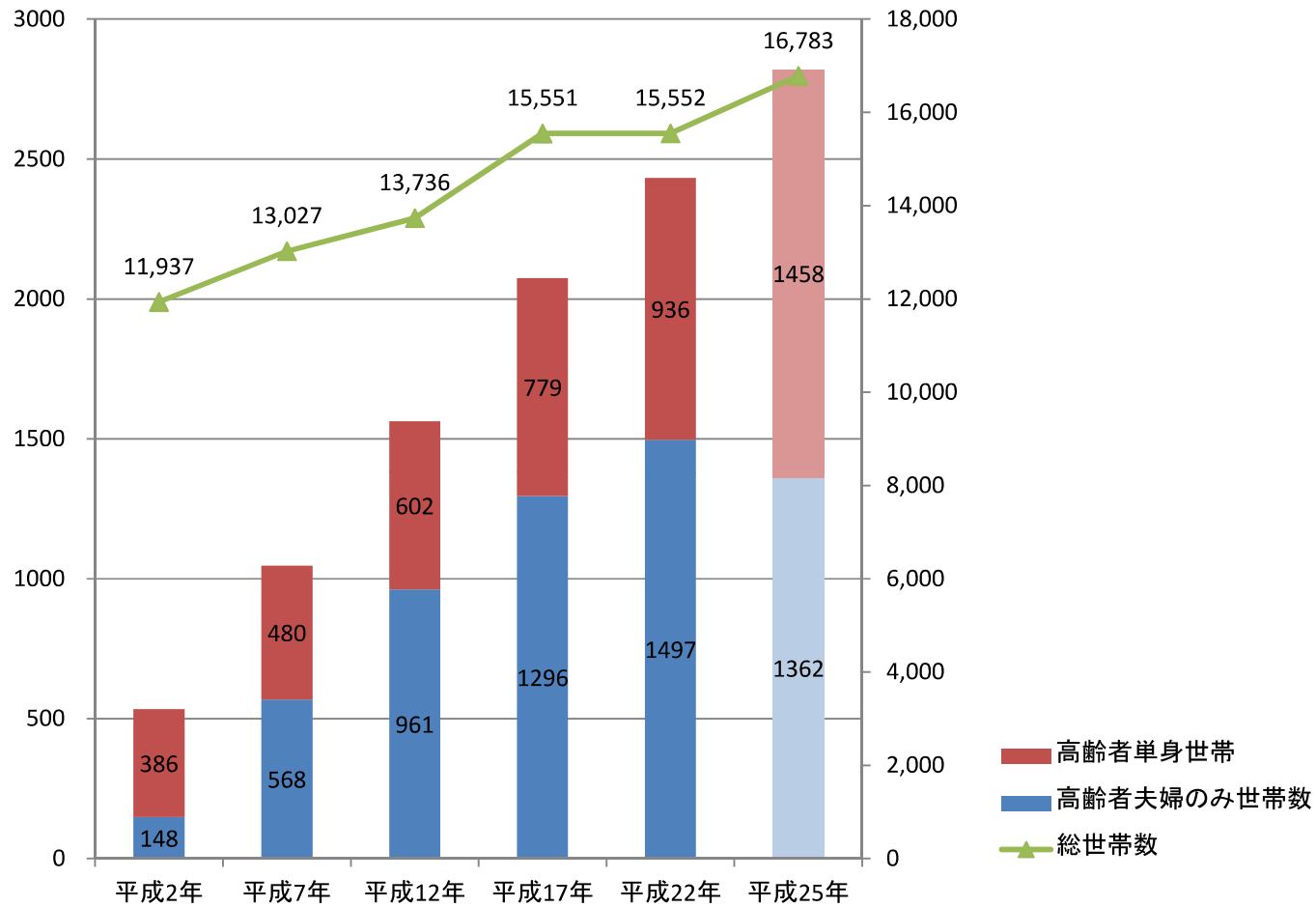
### いなべ市高齢化率 実績値



## ■ 認定者数と認定率の推移

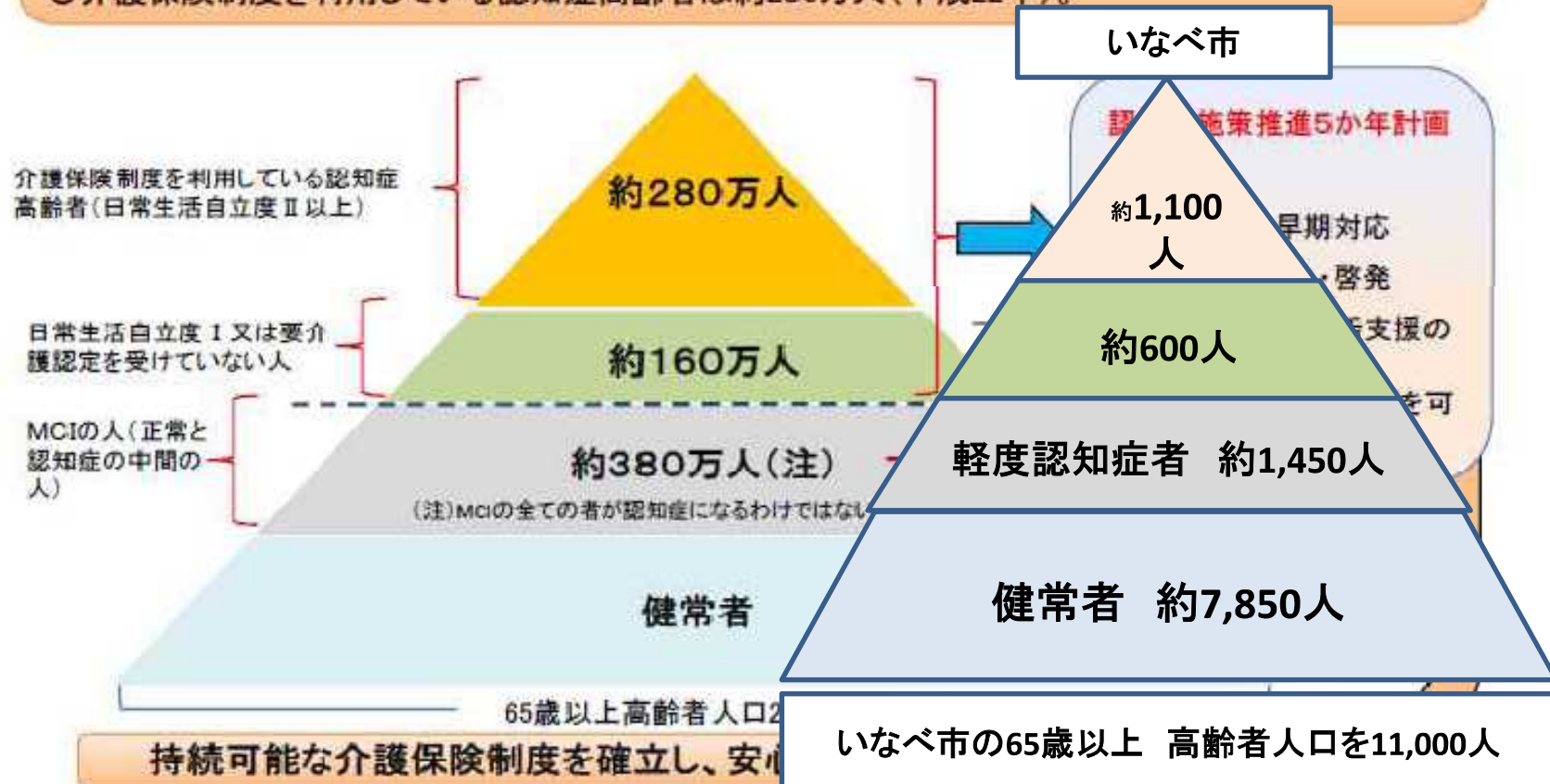


## 高齢者単身・夫婦世帯の推移



## 認知症高齢者の現状（平成22年）

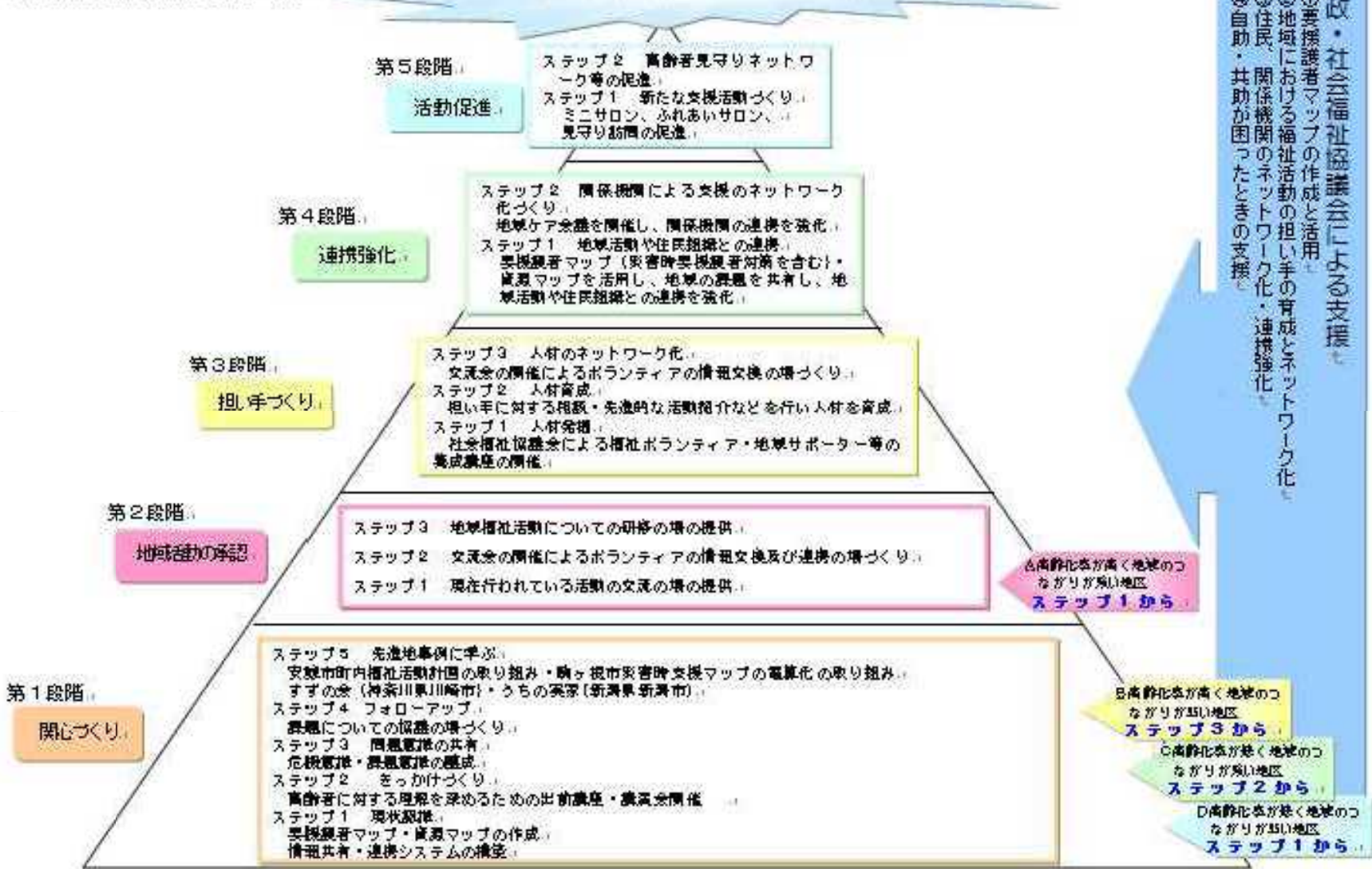
- 全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計（平成22年）。また、全国のMCI（正常でもない、認知症でもない（正常と認知症の間）状態の者）の有病率推定値13%、MCI有病者数約380万人と推計（平成22年）。
- 介護保険制度を利用している認知症高齢者は約280万人（平成22年）。



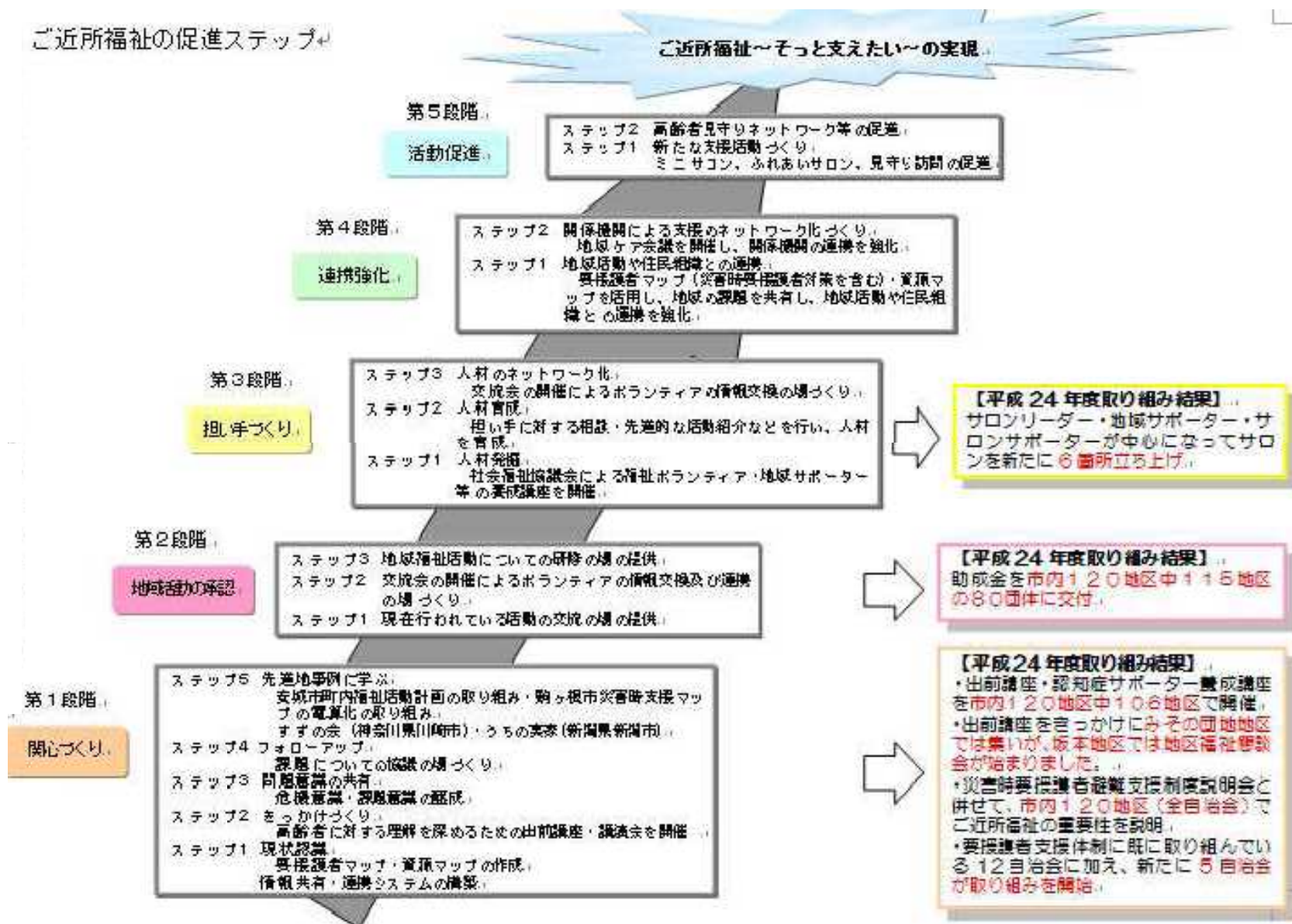
出典:「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(H23.9報告)及び「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数について」(H24.8公報)を引用

ご近所福祉の促進ステップ

ご近所福祉～そっと支えたい～の実現



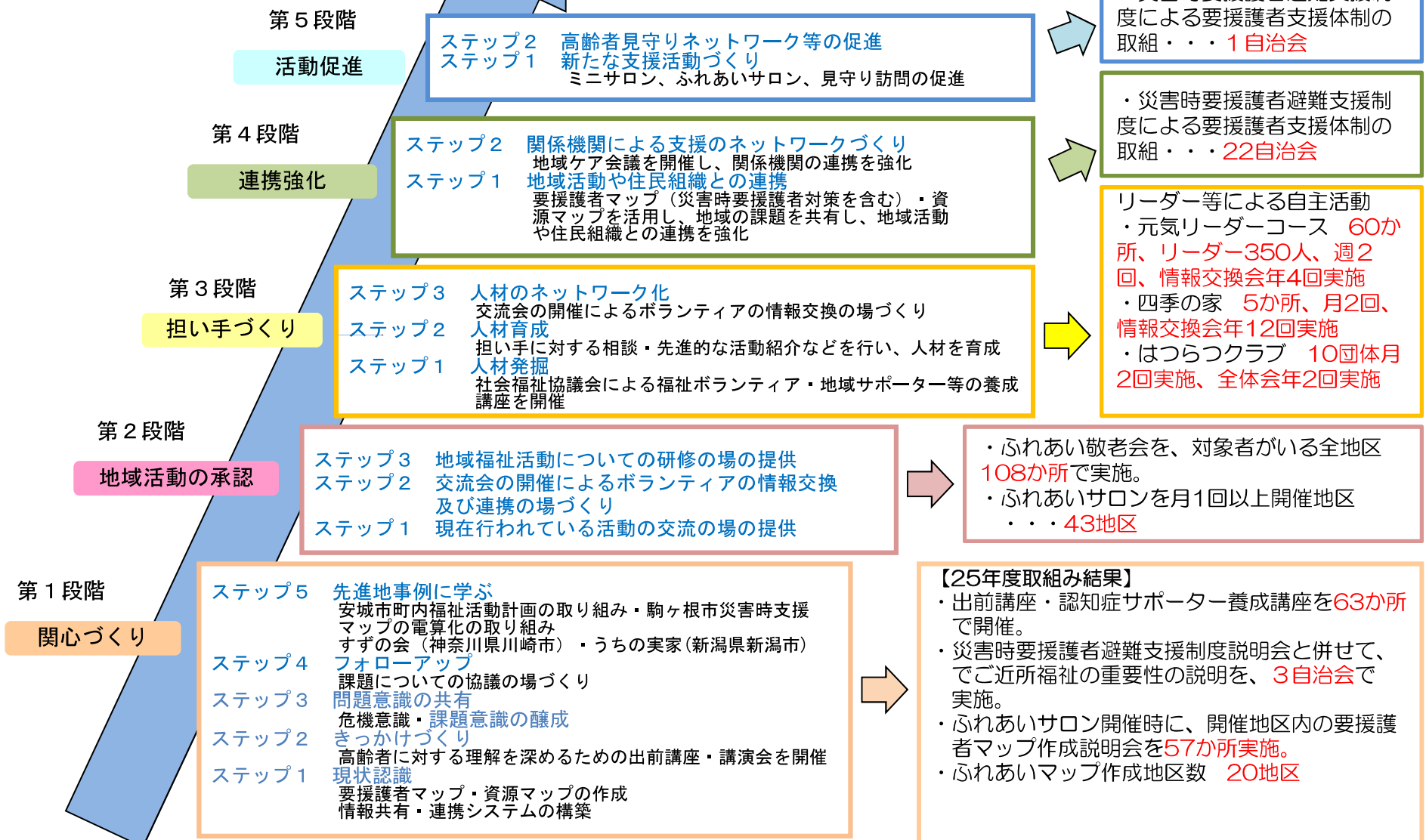
ご近所福祉の促進ステップ



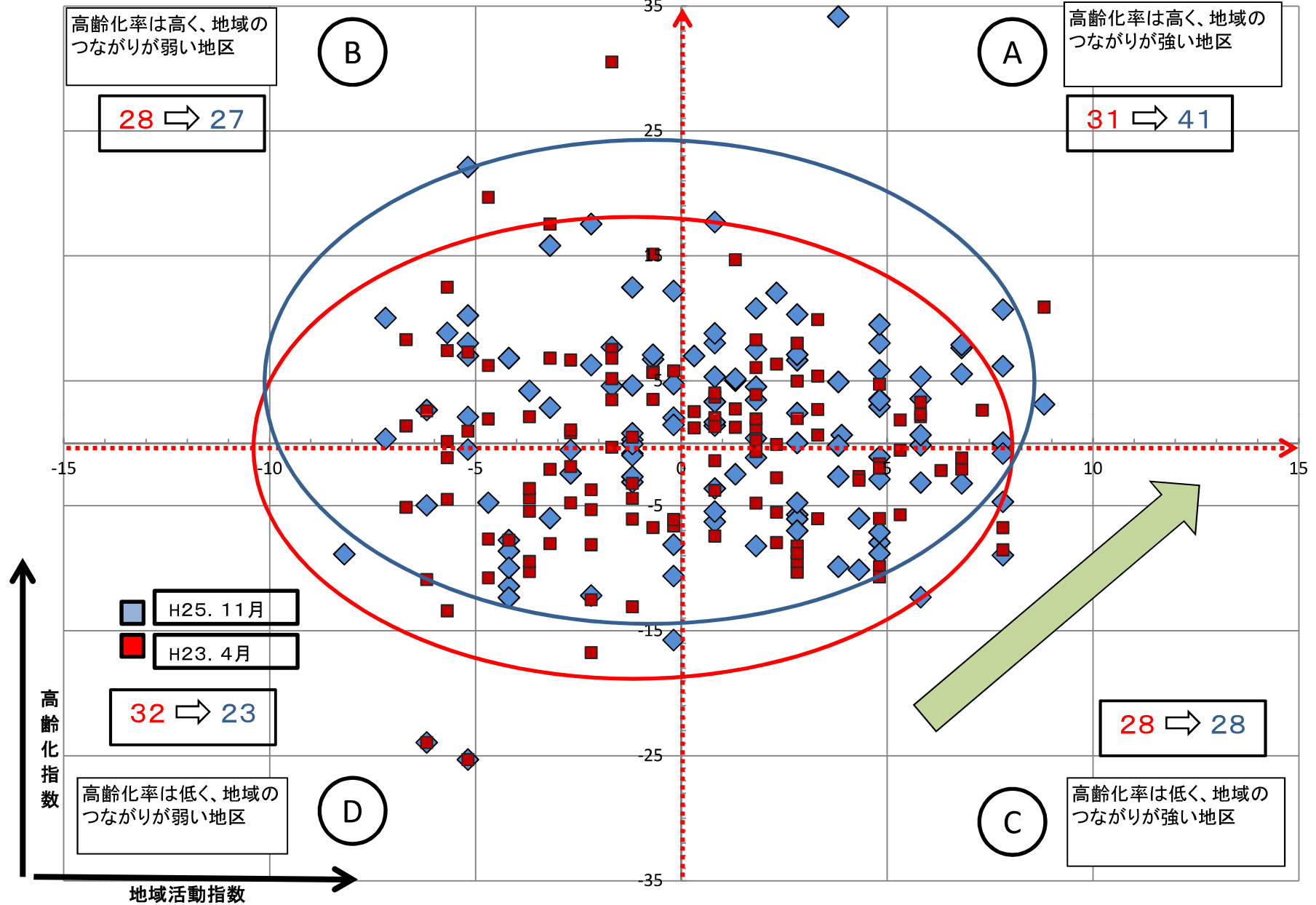
# ご近所福祉の促進ステップ

ご近所福祉～そっと支えたい  
～の実現

【平成25年度取組】



# 自治会別高齢化と地域活動の関係(いなべ市全体 119)

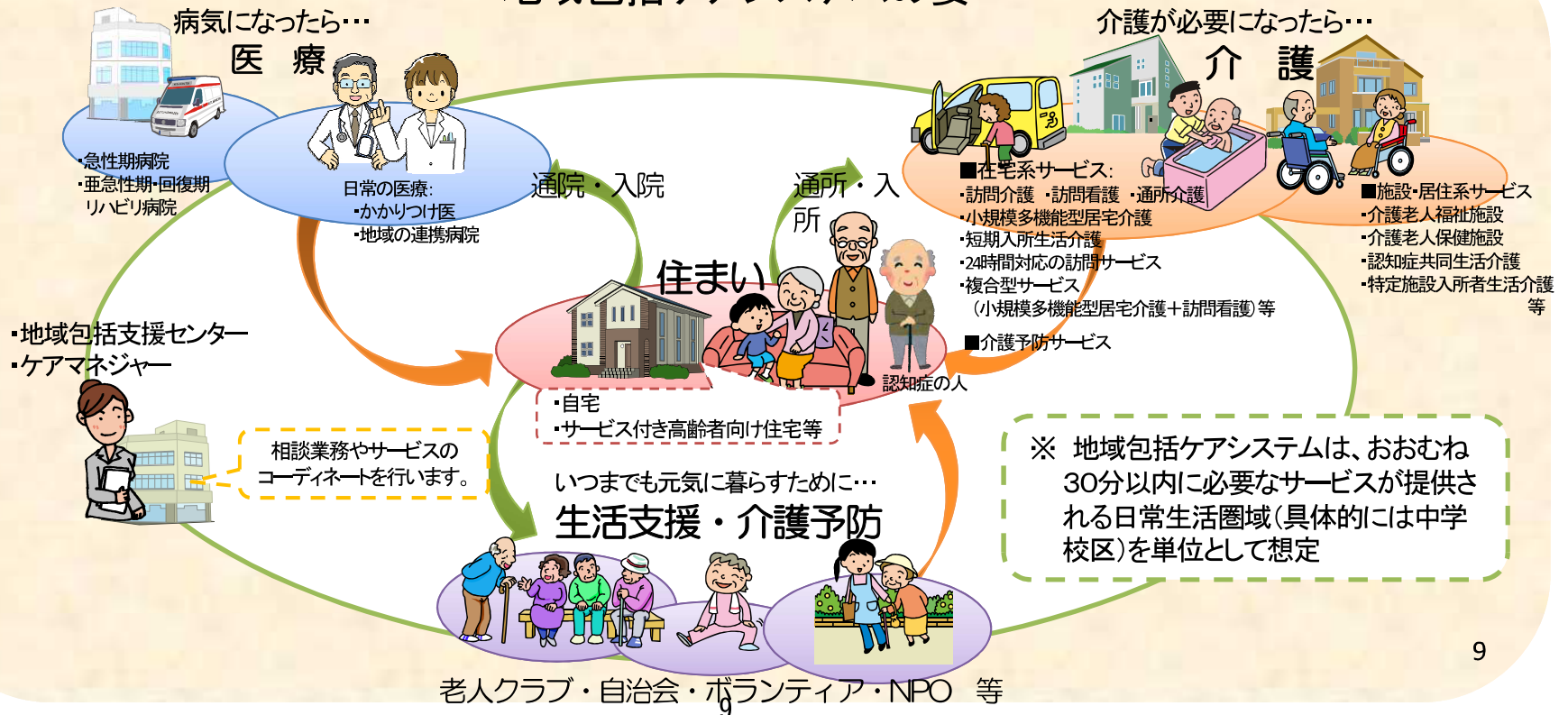




# 介護保険制度の見直しについて

- 介護保険制度は、保険者である市町村が、地域住民の意思を十分に反映させながら、我が町の町づくりに取り組むことができるという点から、「**地方分権の試金石**」と言われてきた。
- 市町村のご努力により、介護保険制度は、国民に無くてはならない制度として定着したが、超高齢化の進展、家族形態の変化、地域社会の変化などから、**介護のみならず、住まいに医療・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要**となっている。
- 高齢化の進展や地域資源に大きな地域差がある中、地域包括ケアシステムは、**市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**である。
- このため、今回の見直しは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、**消費税増収分を充当しつつ、制度的対応**を図ることで、地域の取組を推進しようとするものである。
- また、保険料の上昇が見込まれることから、**持続可能な介護保険制度としていくためには、給付と負担に向けた見直しが必要**であり、今回の見直しで対応する。

## 地域包括ケアシステムの姿

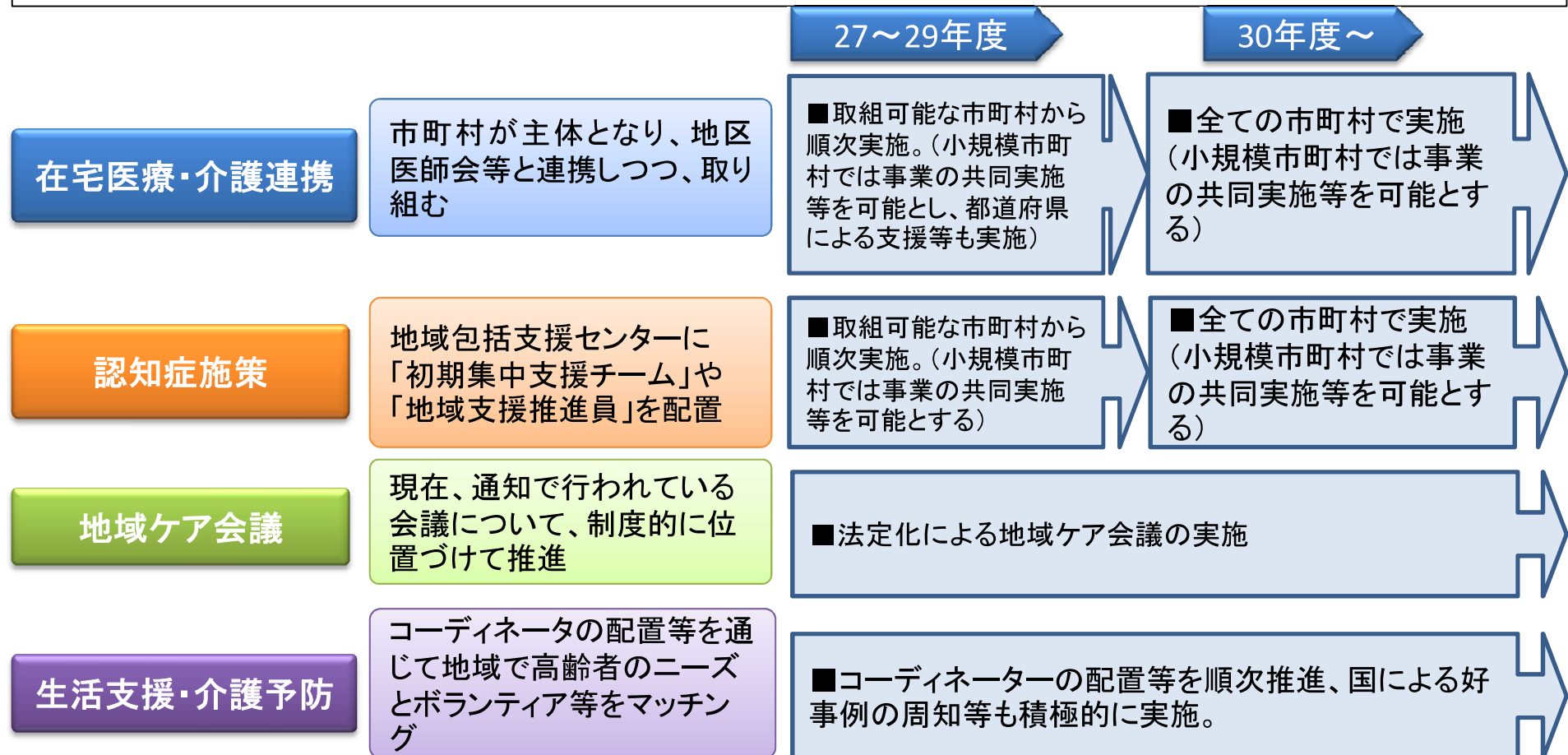


# 1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- 地域包括システムシステムの構築に向けて、地域支援事業(※)を見直し、市町村の取組を強化。
- 在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援・介護予防について、消費税増収分を充当することで強力に推進。
- 施行に当たっては、市町村の事務に十分配慮し、段階的に実施を検討。

(※)地域支援事業

保険者である市町村が、介護給付や予防給付といった個別給付とは別に、事業という形で、要介護・要支援認定者のみならず、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供するもの。



## 市町村介護予防強化推進事業（予防モデル事業）

※平成25年度までの予算事業として実施。

### 事業の目的

要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、一次予防事業対象者から要介護2までの者であって、ADLが自立又は見守りレベルかつ日常生活行為の支援の必要可能性のある者に対するサービスニーズの把握、必要なサービス(予防サービス及び生活支援サービス)の実施、効果の計測及び課題の整理。

**1年目（平成24年度）** モデル市区町村(13市区町村)において、以下の流れにより事業を実施。

Step1 事前評価 (IADLの自己評価及び保健師等による評価)

1 家事等の生活行為が困難となった高齢者の生活支援ニーズの把握

Step2 予防サービス及び生活支援サービスの実施

予防サービス(通所と訪問を組み合わせる実施)

通所

訪問

専門職等が対応(委託可)  
・二次予防事業 等

+

専門職等が対応(委託可)  
・家事遂行プログラム 等

+

生活支援サービス

・配食  
・見守り  
・ごみ出し  
・外出支援 等

“卒業”後は、住民運営の“居場所”に移行

体操教室・食事会 等

認知症  
この事業で 受けとめきれない課題を明らかにする。

地域の社会資源や地域住民※を活用して実施

(※老人クラブ、シルバー人材センター、フィットネスクラブ、地域の活動的な高齢者等)

Step3 事後評価 (IADLの自己評価及び保健師等による評価)

2 地域資源の活用や住民の自助・互助による支援メニューの開発

**2年目（平成25年度）**

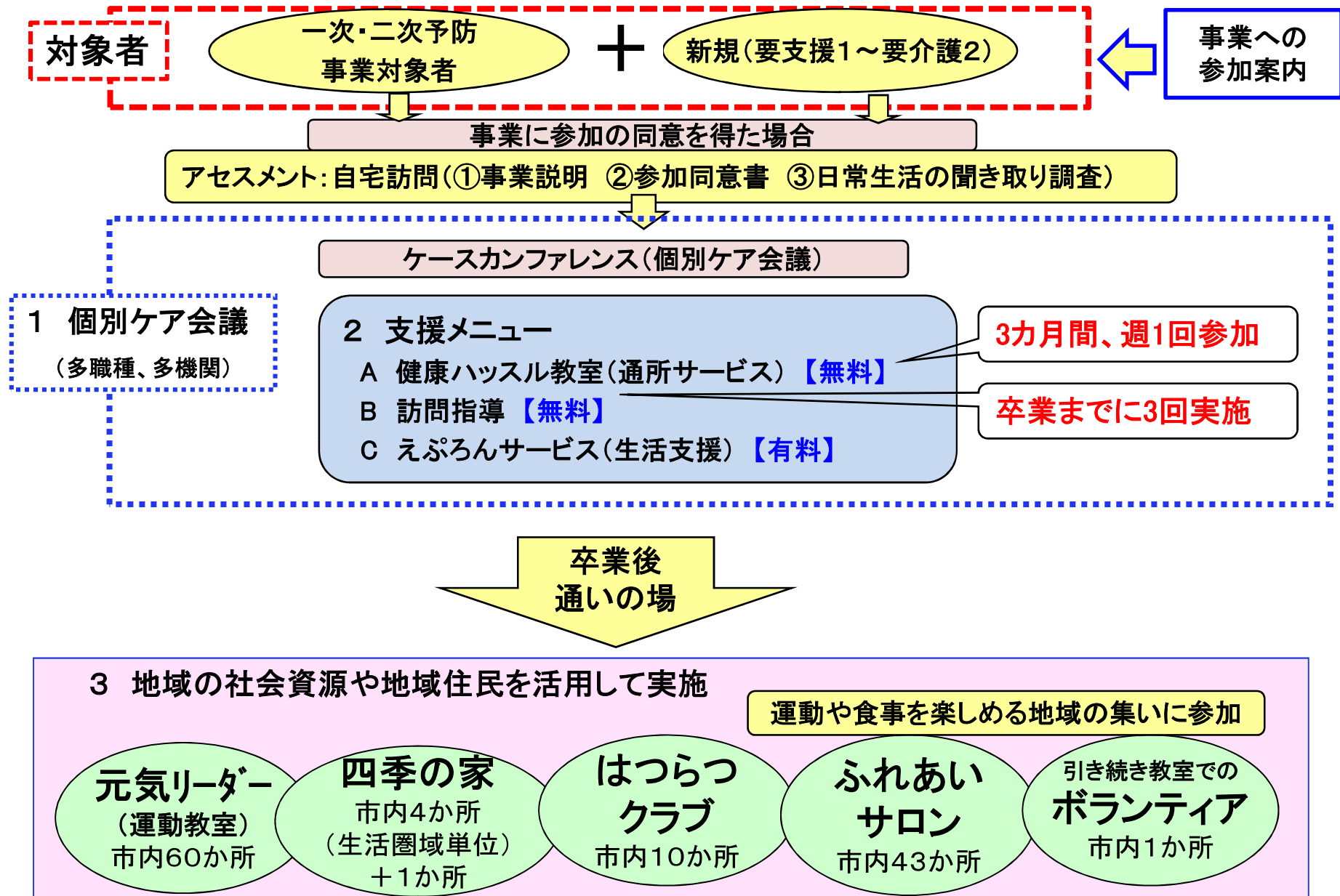
引き続き予防モデル事業を実施。

- ・モデル市町村において実施された事業の内容・結果を厚生労働省に報告。
- ・厚生労働省において、予防サービス及び生活支援サービスの類型化及び好事例の紹介。

11

3 地域ケア会議による到達目標の共有、自立支援の具体的方法の検討

# いなべ市介護予防モデル事業の流れ【新しい総合事業】



## 卒業後の通いの場 検討

サービス提供から3カ月後に、目標達成状況を確認し、終結する支援メニュー、継続メニューを決定。

卒業後の**通いの場**と必要最小限の生活支援サービスにより、活動的な生活を維持。



## 予防サービス(通所+訪問)

3ヶ月

### 地域資源や地域住民の活用

#### 1 地域資源の把握

(開催場所、開催回数、時間、内容、主体)

- ・ふれあいサロン、ミニサロン開催状況
- ・ボランティアの活動状況
- ・関係団体による事業 他

地域資源の発掘・育成の必要性を痛感！

地域課題の抽出

### 資源開発会議 【地域ケア会議に】

個別ケア会議や地域資源把握から、地域に不足する資源、サービス、ネットワークの抽出をし、関係機関(社協、元気クラブ、地域包括支援センター、行政)で協議(共有・調整)を行った。

地域資源の発掘・育成、調整、協力依頼

**通いの場** (地域の社会資源や地域住民を活用)

# 地域の社会資源や地域住民を活用

## 通いの場

運営主体	会場数	既存/新設の別	開催頻度	使用施設	活動内容
① はつらつクラブ	10	一部新規	月1~2回	福祉センター 集会所等	体操、レクリエーション、座談会、 ゲーム、歌など
② 四季の家	5	一部新規	月2回	福祉センター等	座談会、唱歌合唱、体操、手・指遊 びなど
③ 元気リーダー	60	既存	週2回	集会所(公民館)	体操、ウォーキング、軽スポーツ、 レクリエーション、座談会など
④ ふれあいサロン	43	既存	週1回~ 月1回	集会所(公民館)	座談会、会食、講座、ゲームなど
⑤ ボランティア活動	1	新設	週1回	福祉センター	卒業後の通所予防サービス事業教 室へのボランティア参加

### ◎ 四季の家 自主グループ活動によるサロンの拡大

平成22年度からサロンサポーター・サロンリーダーの養成講座を行い、要支援者へのボランティアを育成。  
平成23年6月にサロンリーダーによる“四季の家”第1号が開所され、市内各町単位での開所を目指して活動。  
今年度、各町(生活圏域単位)1か所の体制が整い、さらに小規模での活動も開始。

## 通いの場（その1）

### はつらつクラブ

地域支援事業の二次予防対象者への通所型介護予防事業（はつらつ教室）を卒業した方々の自主活動クラブ。

活動グループ	開催回数	開催時間	場所	内容	人数
①	月2回	11:00～12:30	北勢(阿下喜温泉)	レクリエーションやゲーム、工作、歌	20
②	月2回	10:00～正午	員弁(福祉センター)	はつらつ教室で実施したメニューや道具を使ったレクリエーション	15
③	月2回	13:00～15:30	北勢(阿下喜温泉)	体操を中心とした運動やレクリエーション	10
④『おしゃべり会』	月2回	10:00～15:00	大安(福祉センター)	道具を使ったレクリエーション、体操、会話、手芸	10
⑤	月1回	11:00～15:00	北勢(阿下喜温泉)	会話、頭を使ったレクリエーション	10
⑥	月1回	11:00～15:30	北勢(阿下喜温泉)	はつらつ教室で実施したメニューや道具を使ったレクリエーション	10
⑦	月1回	11:00～13:30	北勢(阿下喜温泉)		10
⑧	月1回	11:00～13:30	北勢(阿下喜温泉)	会話	10
⑨『せせらぎ』	月2回	11:00～15:30	北勢(阿下喜温泉)	はつらつ教室で実施したメニューや道具を使ったレクリエーション	10
⑩『和』	毎週1回	9:30～15:00	大安(福祉センター)	会話や脳トレ、道具を使ったレクリエーション	15

**はつらつ教室合同OB会の開催：年2回**

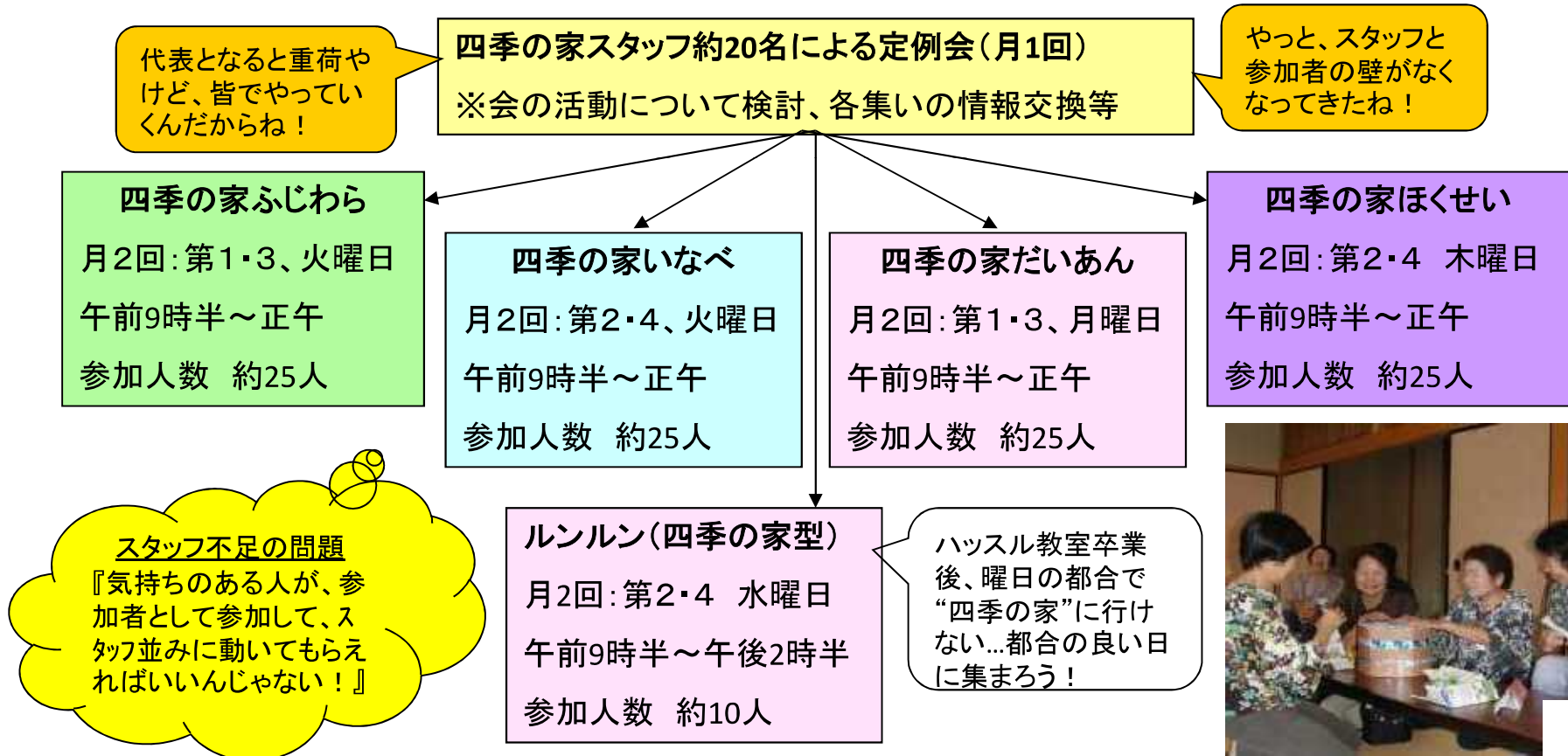
# 通いの場（その2）

## 四季の家

集まった者同士でのおしゃべり  
や唱歌、体操、手・指遊びなど

- 平成22・23年度 サロンサポーター、サロンリーダー養成講座
- 平成23年 6月 サロンリーダーによる“四季の家ふじわら”開所
- 平成24年11月 “四季の家いなべ”開所
- 平成25年 2月 “四季の家だいあん”開所
- 平成25年 4月 市民活動団体として登録
- 平成25年 7月 “四季の家ほくせい”開所、四季の家型「ルンルン」開所

### <現在の体制>





# 通いの場（その3）

## 元気リーダーコース

## 元気づくりシステム

平成19年度から一次予防対象者の健康増進と介護予防事業として、体操等を自治会の集会所で実施

事業内容 ストレッチ体操、ウォーキング、ボール運動、レクリエーション等

①拠点コース(通所型).....市内の体育館などの4施設で週2回 実施

②集会所コース(出前型).....専門コーディネーターが集会所まで出向き、運動を中心に週2回、6か月間実施

③**元気リーダーコース(自主型)**...集会所コースを終了した参加者で、更に4日間の研修を受講した人が「元気リーダー」となり、引き続き集会所で指導員となって、自主的にストレッチ体操等を実施。(H26年1月現在 60か所で実施・元気リーダー350人)



通いの場  
地域資源の活用

健康増進・介護予防の運動から  
新たな地域活動への波及効果

- ・健康増進、介護予防支援
- ・地域の見守り支援
- ・子育て支援、防災支援

高齢者の見守り・支援

予防モデル事業 卒業者



## 通いの場（その4）

### ふれあいサロン（ミニサロン）

ふれあいサロンは、地域住民が主役となってつくる「身近な交流の場」「仲間づくりの場」です。実施主体（自治会、ボランティア、老人クラブなど）、実施範囲（組単位、自治会単位、学校区単位など）は様々です。

現在いなべ市内には、43ヶ所のふれあいサロンがあり、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、ゲームや歌、ぬり絵、折り紙など多種多様な活動を楽しんでいます。サロンを通して地域の中で人と人との輪が広がることにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



#### サロン活動紹介

### 門前ミニサロン・笑っていい友

会 場	門前神社会館
活動内容	みんなが集まって世間話ができる場所づくり
開催時間	毎月第2・第4水曜日 午後1時～3時頃まで



きっかけは、「最近、あの人見やんけど元気やろかね？」[近所の人と久しぶりに昔話がしたいな]という声が地域の方々から寄せられ「一度みんなが集まる場所があったらいいね」という思いから、平成24年2月より近所同士の10名でスタートし、現在は25名程の参加者が集まっています。

毎月、世間話から始まり、季節を感じる歌や流行歌を大正琴やハーモニカ等で伴奏しながら合唱しています。時には昼食付きでお花見会、夏祭り、秋祭りを楽しんだり、子育てサロンに参加されている親子と一緒に童謡を歌ったり、遊んだりしています。また、月に1回は手芸の時間を設定し、様々な作品をみんなで作っています。

気楽にふらっと立ち寄ってもらえるように、普段着で早退、遅刻、冷やかしもOKとなっています。休まず皆出席の方もあり、本当に楽しく幸せなひと時となっていて、ずっと続けようねとみんなで言っています。